平成２５年（フ）第４１４号
札幌市豊平区月寒東１条19丁目２番73―407号
債務者　中家　幸樹
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４１５号
札幌市豊平区月寒東１条19丁目２番73―407号
債務者　中家三千英（旧姓尾路）
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４５９号
札幌市東区北37条東３丁目１番20号　平成ハイツ１号
債務者　藤本　敏晴
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４７４号
札幌市中央区円山西町７丁目７番19号　池田方
債務者　杉田　由紀（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５２６号
札幌市北区新琴似３条５丁目６番11―201号
債務者　石川　祐樹
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５２９号
札幌市手稲区前田８条15丁目７番12号
債務者　加藤久美子
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５４１号
札幌市白石区中央１条６丁目８番12―201号
債務者　鈴木　征子
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５５６号
札幌市豊平区月寒東５条７丁目３番６―101号
債務者　塩原　和美
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５７２号
札幌市白石区栄通19丁目３番６号　ハイツ今井７号
債務者　志賀　　等
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５７６号
札幌市東区北39条東１丁目３番13―1001号
高橋方
債務者　中嶋　球妃
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５８９号
札幌市西区八軒３条東３丁目１番22号　桂マンション202号
債務者　藤田　真紀
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５９３号
札幌市白石区平和通２丁目北３番30―906号
債務者　飯塚　郁美
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５９４号
札幌市手稲区前田９条19丁目６番19号　北都ハイツ202号
債務者　植田　和明
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５９９号
札幌市白石区北郷４条12丁目11番４号　101号
債務者　石塚　義人
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６００号
札幌市白石区北郷４条12丁目11番４号　101号
債務者　石塚　尚美
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６２３号
札幌市厚別区厚別東３条３丁目２番10号
債務者　西谷　昭一
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６２４号
札幌市厚別区厚別東３条３丁目２番10号
債務者　西谷　和子
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部